

学校図書館では、児童の立場で適切で優れた図書の選定に努めるとともに常に蔵書の更新を行う必要がある。その蔵書の管理には一貫性と統一性を保つことが求められる。

こうした考えに立ち、蔵書を点検評価し図書を廃棄する場合には、教員の個人的な見解によることなく本基準にもとづき学校全体で検討することが重要である。

I 一般基準

次の各項のいずれかに該当する図書は廃棄の対象とする。

- 1 形態的にはまだ使用に耐えうるが、記述されている内容・資料・表記等が古くなり利用価値の失われた図書。
- 2 新しい学説や理論が採用されていない図書で、史的資料としても利用価値の失われた図書。
- 3 刊行後時間の経過とともにカラー図版資料の変色が著しいため、誤った情報を提供することが明白となった図書。
- 4 利用頻度の著しく低い複本で保存分を除いた図書。

II 種別基準

次の種別には属する図書は、一般基準に加えてそれぞれの種別ごとの各項に該当する場合、廃棄の対象とする。

- 1 百科事典・専門事典
 - 補遺が刊行されていない図書。
- 2 辞典
 - 語義・語源・用例等の記述に重大な誤りが発見された図書。
- 3 伝記
 - 新資料の発見等により被伝者について評価が著しく変わった図書。
- 4 地図帳
 - 記載地名等に変化が生じた図書。(歴史的な地名を残すものは捨てない)
 - 歴史地図帳は、歴史学研究成果がとりいれられていない図書。(史学的価値のあるものは捨てない)
- 5 地誌
 - 現状にそぐわなくなった図書。(概ね刊行後5年を経ているもの)
- 6 法律書・法令書
 - 主要な法律・法令の改正により現状にそぐわなくなった図書。(概ね刊行後3年を

経ているものについて検討)

- 7 人権関係書
 - 記述内容に人権擁護上問題であることが明らかとなった図書。
- 8 時事問題関係書
 - 現状にそぐわなくなった図書。(概ね刊行後3年を経ているものについて検討)
- 9 技術書・実験書
 - 技術・実験についての説明が古くなった図書。
 - 記述内容に安全上問題であることが明らかとなった図書。
- 10 公害・環境問題関係書
 - 最近の研究成果がとりいれられていない図書。
- 11 料理・服装関係書
 - 新しい素材・技術・デザイン・流行等がとりいれられていない図書。
- 12 スポーツ関係書
 - 新しい種目・ルール・技術・用具等がとりいれられていない図書。
- 13 翻訳書
 - 刊行後に優れた翻訳書やより完全な翻訳書が出版された場合の旧翻訳書。

Ⅲ 廃棄の対象としない図書

次の図書は原則として廃棄の対象としない。

- 年鑑(統計の比較のために1冊残しておく)
- 白書
- 郷土資料
- 貴重書(絶版となったもの - 特に絵本等は捨てない)

(運営上の留意事項)

- 1 図書の廃棄に当たっては、校内に「図書部」を設置し組織的に対処する。各教科担当教員の協力を求めるなどして、廃棄図書リストを作成して検討するなど慎重に行う。
- 2 備品図書の廃棄については、東久留米市が定める規則に従う。

* 「全国学校図書館協議会 学校図書館図書廃棄基準(平成5年1月15日)」を参考とした。